

執行停止申立書 正誤表

ページ	誤表示	修正表示
1	それにて	それに
1	本収用明渡裁決取消請求裁定が確定するまで	本収用明渡裁決取消請求に係る裁決が確定するまで
4	本収用明渡裁決の取消裁定が	本収用明渡裁決の取消請求に係る裁決が
5	強行的な場合には	強行する場合には
6	「必要不可欠」性	「必要不可欠性」
7	のほろがない。	ほろがない。
7	時々刻々と	何度も
8	2013年9月6日頃、国土交通省九州地方整備局の長であった岩崎泰彦は、同日、下記の起業者が、下記事業の種類を行うべく、下記起業地の収用について、土地収用法第20条各号の要件を全て充足とするとして、同法第20条及び同法第138条第1項の規定により準用される第20条の規定に基づく事業認定処分(以下単に「本件認定処分」と言う)をした。	2013年9月6日、国土交通省九州地方整備局の長であった岩崎泰彦は、下記の起業者が、下記事業の種類を行うべく、下記起業地の収用について、土地収用法第20条各号の要件を全て充足とするとして、同法第20条及び同法第138条第1項の規定により準用される第20条の規定に基づく事業認定処分(以下単に「本件認定処分」という)を告示した。
9	と言う	という
11以降	事業認可	事業認定
12以降	認可する	認定する
16	認可	認定
23	ほほなっている	ほほなっている
23	石木ダム建築費	石木ダム建設費
23	税金が浪費される	国税が浪費される
25	比較衡登の	比較衡量の
32	佐世保市民が石木ダムを必要としているのか？	佐世保市民が石木ダムを必要としているのか？ →必要としていない。
35以降	安全率	安全
36	厚労省水道によると。	厚労省水道課によると、
36	1999年(H19年)	1999年(H11年)
36	至上命令に	至上命題になっている。補助金カットは財政上の問題だけではなく、その事業の必要性が否定されるからである。
37以降	取水所	取水場(佐世保市水道局に呼称を確認)
37以降	安全率	安全
37	水道施設設計指針に従って	水道施設設計指針(2012年度 厚生労働省)

		48 ページに従って、
37	計兩取水量は	計画取水量は
37	考慮、して	考慮して
37	計画どする	計画とする
38	沖水場に	浄水場に
38	静水処理の方	浄水処理の方
38	佐世保水道は	佐世保市営佐世保地区水道（石木ダム開発水の給水範囲である。）以降、佐世保地区水道と記す
41、 42, 44	水道施設維持管理指針	水道施設設計指針
42	SSK は	佐世保重工業株式会社（以下「SSK」という。）は
42	とシナリオの	とのシナリオ
44	佐那仏方法が	算出方法が
44	記載されていなかった、佐世保市と厚労省水道課は言明している。	記載されていなかった、と佐世保市と厚労省水道課は言明している。
46	平成 25 年	平成 25 年度
46	①、②、③、④、⑤、⑤、⑥、	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦
46, 47	腹部地区	北部地区
47	三本木取水所	三本木取水場
47 以降	取水所	取水場
51	なお、上記イニシャルコスト 353.5 億円の内、助成金を除いた市負担額除いた平成 25 年度以降の負担額は 202 億円である。	なお、上記イニシャルコスト 353.5 億円の内、助成金を除いた市負担額の平成 25 年度以降の負担額は 202 億円である。
52	思われる。。	思われる。
53	許可水利権・慣行水利権・地下水というシバリはない。	許可水利権でなければならない・慣行水利権ではいけない・地下水でなければならない、というシバリはない。
58 以降	億円	億円
61	川棚川下流域の治水に石木ダムは有効なのか？	川棚川下流域の治水に石木ダムは有効なのか？ →どう見ても全く無駄！
61	「川棚川の	「川棚川の
63	表の下の枠内「長崎県は、・・・治水目標安全」	以下が続きます。 「度は 1/100 になる。現況河道の場合は、3 項目が 1/50 に該当しているので、治水目標安全度は 1/50 になる。」

63 以降	現状河道	現況河道
64	(H50 年度)	(昭和 50 年度)
65	洪水のピーク流量に支配的な継続時間内での降雨強度の超過確率について	洪水のピーク流量に支配的な継続時間内での降雨強度の超過確率が、計画規模の超過確率に対して著しく差異があるような場合について
	貯留起案数法	貯留関数法
	公表されているので、51 ページに引用掲載する。	公表されているので、67 ページに引用掲載する。
	降雨カ E 比較的集中している	降雨が比較的集中している
	文配的な	支配的な
	場合には、	場合には、
	当該降雨パターンの	当該降雨パターンの
66	昭和 23 年 9 月洪水型のピーク流量 $1,128\text{m}^3/\text{秒}$ は、石木ダム合流点では野々川ダムによる $80\text{m}^3/\text{秒}$ の低減効果を受けているので、 $1,048\text{m}^3/\text{秒}$ になっている。 $1,048\text{m}^3/\text{秒}$ は計画高水流量 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ 以内の流量であるから、石木ダムによるピークカットは不要である。	1948 年 9 月洪水型のピーク流量 $1,128\text{m}^3/\text{秒}$ は、計画高水流量 $1,130\text{m}^3/\text{秒}$ 以内の流量であるから、石木ダムによるピークカットは不要である。その上、野々川ダムにより $80\text{m}^3/\text{秒}$ 低減され $1,048\text{m}^3/\text{秒}$ となるから、石木ダムによるピークカットはますます不要である。
66 2 箇所	降雨洪水パターン	降雨・洪水パターン
69	費用対効果を検証したので、以下、報告する。	費用対効果を以下のとおり検証した。
70	が寄与する額である。	に寄与する額である。
70	調整	調節
70	調節両	調節量
71 以降	公害等調査会	公害等調整委員会
71	その概要は本稿 6~8 ページに記した。	削除
71	調整	調節
71	便益配表	便益配分表
72	本稿の 7~8 ページに記載した下記事項である。	削除
73	本稿の 7~8 ページに記載した下記事項である。	削除
72、73	回答書 が	回答書で
72	野々村ダムによる	野々川ダムによる
74	公害等庁瀨委員会	公害等調整委員会
74	川棚川水系基本高水流量	川棚川基本高水流量

75	早急抜く出すことを求める。	早急に出すことを求める。
75	配分流量（計画高水流量の変遷は次のとおりである）、	配分流量（計画高水流量）の変遷は次のとおりである。
75	川棚川水系工事実施計画	川棚川水系工事実施基本計画
75	変遷は次のとおりである）、	変遷は次のとおりである。
76	見直す機会があった	見直す機会があった。
76	想定氾濫面正規を求め	想定氾濫面積を求め
76	が等していた	該当していた
78	尊重控こそが	尊重こそが
79	強行的する場合には	強行する場合には
79	ということ人なる。	ということとなる。
81	治水については、投資効率が1を切っており、	治水については、本来の目的である、「川棚川の山道橋下流域を 1/100（基本高水流量 1,400m ³ /秒）対応にする事業」の費用対効果は、河道整備が進行したことで、0.18 しかない。
81	投資効率1を切るような	費用対効果が0.18 しかない
81	治水対策を市内よりも	治水対策をしないよりも
81	事業に税金をつぎ込むことは、かえって国民に不利益を与える	事業に税金をつぎ込むことは、かえって長崎県民と国民に不利益を与える
82	しかも、第52項で詳細に論じたように、現在の設備で、これまで起きたような水不足も生じなければ、大洪水も起きない。	しかも、第52)～3)で詳細に論じたように、現在の設備で、これまで起きたような水不足も生じなければ、第54)で詳細に論じたように、山道橋地点通過流量 1,320m ³ /秒などという大洪水も起きない。
82	そういう不測の災害	それらを超える不測の災害
83	第4・2項で	第53)で
84	土砂浚は	土砂浚渫は
86 88 2か所	川棚川整備計画	川棚川水系河川整備計画
88	195万立法メートル	195万立方メートル